

社 援 保 発 0331 第 9 号
令 和 7 年 3 月 31 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」
の一部改正について

今般、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の一部が、本年4月1日に施行されることに伴い、「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成27年4月9日社援保発0409第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別添のとおり改正し、本年4月1日から施行することとしたので通知する。

○「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成 27 年 4 月 9 日社援保第 0409 第 1 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

改正後	現行
社援保発 0409 第 1 号 平成 27 年 4 月 9 日 第 1 次 改 正 社援保発 0331 第 16 号 平成 28 年 3 月 31 日 第 2 次 改 正 社援保発 0329 第 1 号 平成 29 年 3 月 29 日 第 3 次 改 正 社援保発 0329 第 1 号 平成 30 年 3 月 29 日 第 4 次 改 正 社援保発 0329 第 5 号 平成 31 年 3 月 29 日 第 5 次 改 正 社援保発 0527 第 1 号 令和元年 5 月 27 日 第 6 次 改 正 <u>社援保発 0331 第 9 号</u> <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市 厚生労働省社会・援護局保護課長 （公 印 省 略） 被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について	社援保発 0409 第 1 号 平成 27 年 4 月 9 日 第 1 次 改 正 社援保発 0331 第 16 号 平成 28 年 3 月 31 日 第 2 次 改 正 社援保発 0329 第 1 号 平成 29 年 3 月 29 日 第 3 次 改 正 社援保発 0329 第 1 号 平成 30 年 3 月 29 日 第 4 次 改 正 社援保発 0329 第 5 号 平成 31 年 3 月 29 日 第 5 次 改 正 社援保発 0527 第 1 号 令和元年 5 月 27 日 第 6 次 改 正 都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市 厚生労働省社会・援護局保護課長 （公 印 省 略） 被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について

稼働能力を有する被保護者については、その能力に応じて就労することが必要であり、これまでも自立支援プログラム等を活用して積極的に支援を実施いただいているところである。

この度、生活保護法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 104 号)の一部が平成 27 年 4 月 1 日から施行され、被保護者就労支援事業が創設されたことに併せて、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者等の支援を充実させるため、これまで実施してきた就労意欲喚起支援事業等を再編し、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に基づく就労準備支援事業に相当する事業として被保護者就労準備支援事業を実施することとした。

被保護者就労準備支援事業については、より幅広い自治体での実施を促すため、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 21 号)による改正後の生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)第 55 条の 10 第 1 項第 2 号に規定されることとなった。

については、本事業(一般事業分)の実施に当たって必要な基本的事項を下記のとおり定めることとしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

記

1 基本的事項

(1)・(2) (略)

(3) このため、就労に向けた日常生活習慣の形成や基礎技能の修得等の準備を要する被保護者について、被保護者就労準備支援事業を行うものである。なお、事業の効率的・効果的な運営の観点から、地域の実情に応じて、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業との一体的実施や広域実施、特定被保護者対象事業(「特定被保護者対象事業による支援について」(令和 7 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 5 号/社援地発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長/地域福祉課長通知))の実施に努めること。

2～10 (略)

(別紙 1) (別紙 2) (略)

稼働能力を有する被保護者については、その能力に応じて就労することが必要であり、これまでも自立支援プログラム等を活用して積極的に支援を実施いただいているところである。

この度、生活保護法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 104 号。以下「改正法」という。)の一部が本年 4 月 1 日から施行され、被保護者就労支援事業が創設されたことに併せて、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者等の支援を充実させるため、これまで実施してきた就労意欲喚起支援事業等を再編し、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業に相当する事業として被保護者就労準備支援事業を実施することとした。

については、本事業(一般事業分)の実施に当たって必要な基本的事項を下記のとおり定めることとしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

記

1 基本的事項

(1)・(2) (略)

(3) このため、就労に向けた日常生活習慣の形成や基礎技能の修得等の準備を要する被保護者について、被保護者就労準備支援事業を行うものである。なお、事業の効率的・効果的な運営の観点から、本事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業との一体的実施や広域実施に努めること。

2～10 (略)

(別紙 1) (別紙 2) (略)